

令和 7 年度

屋久島町会計年度任用職員募集要項

【福祉支援課】

1 受付期間

令和 7 年 2 月 10 日（月）～令和 8 年 2 月 21 日（金）

※土日、祝日を除く。郵送の場合は必着です。

2 募集人数及び職務内容

職 種	募集 人数	主な職務内容
保健事業専門員（有資格者） （特例適用）	若干名 （登録制）	母子保健法に基づく保健事業（健診、相談等）及び児童福祉法に基づく子育て支援事業（教室、訪問事業等）など

※募集人数は、職の設定状況等により変更になる場合があります。

3 勤務条件

任 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
勤 務 日	上記任用期間までの間で、依頼したい業務が発生した際に必要日数（月 1～2 日程度）を任用します。
勤 務 時 間	依頼したい業務開始時間 ～ 業務終了時間まで（4 時間程度）
休 日	—
勤 務 場 所	屋久島町役場 本庁
給 与	時給 1, 240 円～ ※人事院勧告に伴う給料表の改定により、報酬額等が改定される場合があります。
諸 手 当	費用弁償（自宅から勤務地までの距離に応じた往復分）
社会保険等	なし
災 害 補 償	公務災害補償制度等が適用されます。
休 暇	—
服 務	会計年度任用職員は、一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。
そ の 他	・給与等支給日 毎月初旬

4 受験資格

- ①保健師・助産師・看護師・歯科衛生士・栄養士のいずれかの資格を有する者
- ②当町に住所を有する者又は任用前日までに転入予定者であること
- ③普通自動車の運転免許を保有し自動車の運転ができる者
- ④地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する方の受験はできません。
 - ・禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- ・屋久島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※地方公務員法が改正された場合は、その定めるところによります。
- ※外国籍の方も受験できます。ただし、合格した場合でも、任用日において就労が制限される在留資格の方は任用されません。

5 試験方法

試験方法	書類選考
試験内容	勤務条件と合致するかを評価します。

6 面接及び合格発表の日時・場所

面接日	—
面接場所	—
合格発表	令和７年３月下旬に合格者に通知します。 ※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

7 応募の方法

提出書類	本町指定の申込書又は市販の履歴書（３か月以内の顔写真の貼付が必須） ※申込書は、役場本庁の各担当課と各出張所で配付します。また町ホームページからもダウンロードできます。 ※市販の履歴書にて申し込む場合は、希望する職種を書面に記入しておいてください。
提出期間	令和７年２月１０日（月）～令和８年２月２１日（金）の間
提出方法	以下のいずれかによる。 ①役場本庁、各出張所に持参する。 ②郵送する。（郵送の場合は、提出期間内に必着とする。） ③メールによる提出 記入した申込書又は履歴書をＰＤＦ（カラー）に加工したもの
申込先	【郵送の場合】 〒891-4207 熊毛郡屋久島町小瀬田８４９番地２０ 屋久島町役場 福祉支援課 子育て支援係 宛て 【メールの場合】 kaigo01@town.yakushima.kagoshima.jp

8 個人情報の取り扱いについて

申込書及び履歴書に記載された個人情報については、屋久島町会計年度任用職員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

9 申込から採用まで

①申込書又は履歴書を提出 ⇒⇒ ②受付期間終了後、書類選考⇒⇒③合格通知・登録⇒⇒
④依頼したい業務がある場合個別に連絡・依頼⇒⇒⑤指定された初日に「任用通知書」を交付し、勤務開始となる。

- ・採用は、依頼したい業務日初日です。（任用期間中、業務依頼がない場合もあります）
- ・合格発表後、受験資格のないこと又は申込書・履歴書の記載事項が正しくないことが判明した場合または任命権者が不適当と認めた場合に合格を取り消すことがあります。
- ・地方公務員法の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度職員として正式採用となります。
- ・任用期間は、1会計年度になりますが、実地能力の実証の結果、再度任用・任期更新することが可能となっています。

10 その他

この募集は、令和6年度予算が成立することを前提とした募集内容となっております。募集開始時点では令和6年度の予算は成立しておりません。今後の状況により、今般の募集内容が変更になる可能性があることをご了承のうえ、お申し込みください。

【問い合わせ先】

屋久島町役場 福祉支援課 子育て支援係
担当：山崎

〒891-4207

熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

TEL 0997-43-5900（内線165）

FAX 0997-43-5905